

様式第2号（第8条関係）

会 議 録

- 1 会議の名称 令和5年度第1回川根本町文化財保護審議会
- 2 会議日時 令和5年5月25日（木） 午後1時30分から
午後3時00分まで
- 3 開催場所 川根本町北部地域振興センター（総合支所）2階会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 上野 信吾会長、殿岡 邦吉副会長、松本 修委員、
森越 節子委員、勝山 庄司委員
 - (2) 執行機関 教育長 山下 斉
(事務局) 社会教育課長 大村 泰子、主幹 風間 裕里、
主任主査 丹羽 大空
 - (3) その他 傍聴者なし
- 5 議題
 - (1) 令和4年度文化財関係の事業実績について
 - (2) 令和5年度文化財関係の事業計画について
 - (3) 勝山家古文書について
 - (4) 天王原遺跡について
 - (5) その他
- 6 会議資料の名称
令和5年度 第1回川根本町文化財保護審議会

7 発言の内容

○教育長あいさつ

本年度もよろしく申し上げます。勝山家の古文書については、スピード感を持って対応することができたと思っております。膨大な量の史料であったということで、今後どのようにまとめていくか皆さんの意見を伺いながら進めていきたいと思っております。

現在、チャットGPTやAIなど技術の進歩が進んでおり、ここ1カ月くらいで何度も新聞にも掲載され、簡単に文章が作成できるということを最近知ったのですが、何が本物なのかわからないようなこういう時代の中で、こういった文化財というアナログ的なものは、一度失われたらもう二度と作り直すことができないものであるということをつくづく感じました。最先端のICTが進められているこういう時代だからこそ、文化財というものはきちんと残して、次の世代に繋げていかななくてはならないということを強く思っています。今年度は徳山の盆踊についても、例年以上に力を入れていきたいということでお示しさせていただいています。ぜひお力をお貸しいただければと思っております。よろしくお願いたします。

○会長、副会長の選出

会長に上野信吾氏、副会長に殿岡邦吉を選出

○会長あいさつ

会長という職に就くにあたっては、もう少し勉強したいと思っています。自分の仕事もありますが少しずつ勉強していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

【議事】

(1) 令和4年度文化財関係の事業実績について

(2) 令和5年度文化財関係の事業計画について

【事務局から資料 No. 1 を説明】

(委 員) 本川根中学校遺物整理は令和4年度で完了するはずのものが完了せず令和5年度も継続するとのことだが、令和4年度は予定通り終了したというのはどういう意味か。

(事務局) 20日間実施する予定でいて、その20日間の日程をすべて終了したという意味で予定通り終了したと表現した。

(委 員) あとどのくらいで終了できそうなのか。

(事務局) あと1年あれば完了できると聞いているため、令和5年度で完了する予定である。

(委 員) 本川根中学校は文化財の保管場所になっているが、学校が廃校になった場合どうなるのか。

(事務局) 校舎自体は、廃校になると普通財産として総務課に移管される。学校活用検討委員会で今後の活用について検討していくことになる。今後、文化財の保管場所をどうするのか等についてもこの一年間で検討しなければならない事項である。

(委 員) 令和5年度は前年度と比較して予算がかなり増えている。

(事務局) 東アジア文化都市 2023 静岡県地域連携プログラム補助金文化財広報事業(以下、「東アジア補助金」)が令和5年度のみ予算のため、本事業の関連経費が増えている。

(委 員) 令和4、5年度に計上しているユネスコ関連予算は令和6年度以降どうなるのか。

(会 長) 令和4年度にユネスコ無形文化遺産に登録されたということで特別に加配された予算であり、継続して必要な事業ではないものと理解している。徳山古典芸能保存会としては、ユネスコ関連予算がなくなっても例祭の開催などの事業は実施できると考えている。

(委 員) 増えた予算は教育委員会のどこかの予算を削って充てられているのか。

(会 長) 今年度の東アジア補助金は、県から1/2の補助が出ると聞いている。

(事務局) 東アジア補助金については県から1/2の補助があり、残りの1/2が町の一般財源である。これは昨年11月に徳山の盆踊がユネスコ無形文化遺産に登録されたということで、町を挙げて広報を強化していこうということで新たに一般財源から予算を計上したものであり、教育委員会の中で別の予算を削って充てているというものではない。

(委 員) ユネスコ無形文化遺産に登録されたということなので、この機会に大い

にアピールしていただきたいと思う。今後の審議会の中でも徳山の盆踊の話の聞けたらいいと思う。

(委員) 徳山駅前看板の修繕は大井川鐵道が運行するようになってからの方がいいのではないか。

(会長) 徳山駅前の看板は新たに駅前に作るのではなく、現在県道沿いにある看板を修繕するものである。鐵道が運行していなくても県道沿いのため車から見ることができる。

(3) 勝山家古文書について

【事務局から資料 No. 2 を説明】

(委員) 調査員の中に一般市民とあるが、これは公募するのか。

(事務局) 今のところ募集する計画はないが講演形式のワークショップなどを実施し、興味のある方がいればその後の調査にご協力頂けるといいのではないかと考えている。

(委員) 寄贈者にも今後の予定についてお知らせすれば喜ぶと思う。講演会やワークショップの日程等は具体的にどうなっているか。

(事務局) 9月以降に日程調整をさせていただき、12～3月に実施したいと考えている。所蔵者はもちろん、町史研究会等にもお知らせしたいと考えている。

(委員) 調査についてご提案いただいた方というのはどういった方なのか。

(事務局) お茶に関する史料などの研究をされている方である。

(委員) 予算はついているか。

(事務局) 今年度は消耗品の用意ができるが、その他に特別な予算措置はない。個人の研究としてやっていただけるとのこと。

(委員) 何らかの予算措置をしなければ研究に興味があっても続かず、途中で終わってしまうのではないか。

(事務局) 今年度の対応は難しい。熱意をもって調査研究のご提案をいただいているので、ご提案のとおりお願いしたいと思っている。予算措置については、今後検討していきたい。

(4) 天王原遺跡について

【事務局から資料 No. 3 を説明】

(委員) 包蔵地に指定されるとどういう状態になるのか。

(事務局) この範囲の中に遺跡が埋まっている可能性が非常に高いということで、掘削を伴う工事をする際に事前に申請を出していただいて、遺物など遺跡の痕跡がないかどうか試掘をしてから工事を進めるということになる。

(委員) 個人や業者などで負担は異なるのか。

(事務局) 個人でも届け出が必要になるが、試掘に際しては町で行うため負担はない。試掘をしてなにか出てくると本発掘調査となるが、その費用は開発者である個人または業者の負担となる。ただし、個人の場合は国の補助金を利用して本発掘調査に臨むこととなるため、個人が全額を負担しなければならないということにはならない。

(委員) 拡大された範囲には民家があるか。

(事務局) 1軒ある。

(委 員) 土地の所有者はそれを承知しているのか。

(事務局) 範囲の指定にあたっては土地所有者の同意は不要であり承知していないと思われる。

(委 員) 指定されていることを知らなければ届出が必要であることもわからないため、通知する必要があるのではないか。

(事務局) そのように対応する。

(5) その他 修正箇所

【事務局から河村家文書の所在について説明】

【事務局から国立博物館で行われている土偶展示の広報紙掲載について説明】

(委 員) 土偶のイラストもいいが、本物の写真を使用することができればそちらの方が良い。

(事務局) 本物の写真を使用できるかを確認し、使用できる場合は写真とする。

(会 長) 町指定文化財である徳山城跡、護応土城址の説明看板の内容が間違っているという話を聞いたが、教育委員会にそのような話は寄せられているか。

(事務局) 当課ではそのような話は聞いていない。

(委 員) 指定の際に調査をして文献等を当たっているため間違っているということはないはずだが、あの広いエリアにあったのかというのは確かに定かではないと思う。ただの溝なのか堀なのか等、見解が人によって捉え方に違いが生じてきてしまうのだと思う。

(会 長) その他はよろしいか。それでは進行を事務局にお返しする。

(事務局) それでは協議は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

上記に相違ないことを確認する。

川根本町文化財保護審議会 会長 上野信吾